

事務連絡
令和元年6月14日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

医療事故の再発防止に向けた提言第9号の公表について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、医療事故の再発防止及び発生の未然防止のため、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長より、各都道府県等の衛生主管部局長に対し、医療事故の再発防止に向けた提言第9号の公表について別添のとおり通知が発出されたところです。

つきましては、貴部局におかれましても、別添通知の内容を十分御了知の上、貴管内の介護関連施設・事業所等への周知に御協力をお願い申し上げます。

医 政 安 発 0604 第 1 号
令 和 元 年 6 月 4 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長
(公 印 省 略)

医療事故の再発防止に向けた提言第9号の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故調査制度につきましては、平成27年10月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）において、その調査報告を収集し整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されております。

また、センターは再発の防止に関する普及啓発を行うこととされており、今般、医療事故の再発防止に向けた提言第9号として、「入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事例の分析」（以下「提言書」という。）が公表されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、提言書の内容を御確認の上、貴管下の医療機関に対する周知をお願いいたします。

提言書につきましては、別途、センターから各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛に送付することとなっており、センターのホームページ (<https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>) にも掲載されていますことを申し添えます。

（留意事項） 本通知の内容については、貴管内医療機関の医療に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品及び医療機器の安全使用のための責任者等に対しても、周知されるよう御配慮願います。
--